

事業系ごみの処理手数料を改定します

平素より本市の廃棄物行政に、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、事業者の皆様にご負担いただいている事業系ごみの処理手数料を改定しますのでお知らせいたします。

改定に伴い、ご負担をおかけすることになりますが、市も皆さんと一緒に廃棄物減量化に引き続き取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いします。

【時 期】：令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 4 月 1 日搬入分から)

【料 金】：150 円/10 kg

(令和 7 年 3 月 31 日搬入分までは、現行どおり 100 円/10 kg)

事業者の皆様へ

大竹市一般廃棄物収集運搬許可業者（以下許可業者）に依頼している事業者の皆様は、令和 7 年 4 月以降の許可業者との契約額に変更が生じることが想定されます。そのため、契約額についての詳細は、現在契約されている許可業者へご確認ください。

許可業者に依頼されている市民の皆様も

許可業者に依頼している市民の皆様も、令和 7 年 4 月以降の許可業者への依頼額に変更が生じることが想定されます。そのため、依頼額についての詳細は、現在依頼されている許可業者へご確認ください。

★事業系ごみ処理手数料とは

ごみの処理を許可業者に依頼されている場合、事業系ごみ処理手数料は契約額に含まれており、許可業者を通じて大竹市にお支払いいただいているところです。

直接リサイクルセンターに持ち込まれる場合は、窓口または月締めによりお支払いいただいているものとなります。

問い合わせ先 大竹市リサイクルセンター 電話：0827-52-5101 FAX：0827-52-5180